

土壤汚染の自主報告がありました。

本日、株式会社銅辰製作所から、記載の土地（同社所有地）の土壤を調査した結果について自主報告がありました。

調査の結果、鉛及びその化合物が、土壤汚染対策法（以下「法」という。）に規定する土壤含有量基準を超過しました。

その概要は、以下のとおりです。

1 調査対象地

岡崎市上佐々木町字伝左 13-7ほか25筆

2 報告内容

(1) 報告年月日

平成30年10月3日 水曜日

(2) 調査の実施期間

平成29年5月18日～平成30年3月31日

(3) 調査項目

法で規定する全ての特定有害物質（26物質）

(4) 調査結果

鉛及びその化合物について、一部の調査区画で次のとおり法で規定する土壤含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壤含有量基準	超過区画数 ／単位区画数
鉛及び その化合物	330mg/kg (約2.2倍)	150mg/kg 以下	2/69
	2,200mg/kg (約15倍)		

() 内は、土壤含有量基準に対する倍率

区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

(5) 汚染場所

別添参考資料参照

(6) 汚染原因

当該土地において、過去に鉛含有のはんだ付け作業が行われていたことが汚染原因と推測されます。

3 現場の状況

汚染が判明した場所は、コンクリート舗装されており、汚染土壌の飛散のおそれはないと同社から報告を受けています。

4 市の対応

本日、同社から法第14条第1項の規定に基づく指定の申請があったため、当該土地を要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定した上で、土壌汚染に対する適切な措置を実施するように指導していきます。